



# 月刊 千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043 (222) 7207 番

98.4.9 No. 4766

# 最大の正念場を 迎えた国鉄闘争

## 二月の重大情勢

一〇四七名の解雇撤回をめぐる攻防戦が最大の正念場に入っている。

2月2日、北海道・九州採用差別事件を審理してきた東京地裁民事11部は、5月末から6月に判決を言い渡すことを決定し、2月18日には、本州事件を審理してきた19部も、同じ時期に判決を言い渡すとしたのである。

その後、11部は判決期日を5月28日に指定し、また19部の判決も6月冒頭だと言われている。この間橋本政権は、東京地裁を媒介として、一〇四七名闘争に終止符を打つために、様々な和解策動を繰り返してきた。

裁判所と政府が一体となったこの策動の意図は、国労に揺さぶりをかけて、国労運動の変質を狙う一方で、国鉄闘争の解体・終結に向けた最大の障害となつているJRに圧力をかけ、和解交渉のテーブルに引きだそうとするものであった。

とくに11部は、昨年5月、国労・清算事業団・JR・中労委の四者に和解のテーブルにつく

よう提起し、これがJRに拒否されたにもかかわらず、水面下での工作を続け、昨年12月、今度は、具体的な条件まで提示してJRに和解を要請するなど、通常ではあり得ない動きをしてきた。しかしJRがこれをも拒否したため、判決を言い渡すとの結論に至つたのだ。

一方19部も、「責任が即JRに帰属するという論理は採用できないが、採用候補者の名簿作成にあつて不当労働行為があつたことを、JRの設立委員会が認識しながらそれを是正しなかつた」とすれば、JRの責任が発生する。だからそれを立証せよ」と求めるなど、JRと国労を両睨みした極めて政治的な訴訟指揮を行つてきた。

11部・19部の判決は、JRに当事者責任が発生するかどうかの判断のみを行う内容となる。また与党三党は、2月18日、「一〇四七名問題について」判決を得ることが問題解決の大きな契機となりうると考えられることから、その機会を活かすため、問題解決に向けて真摯に努力すること」などをうたった「三座長合意」を交わしている。

さらに橋本政権は、長期債務28兆円の処理方針をめぐっても2月20日、JRの反対をおし切つて、「JR追加負担」を含む処置法案を閣議決定した。

## 明確になった 国家権力の意志

こうした一連の動きは、明らかに、裁判所と政府が一体となつて、国家権力側の意志として、一〇四七名問題の解体的決着に向けて本格的に動くという結論を下したということの意味している。橋本政権の意志は明確に示されたと思えばいい。

それは、一方でJRが一〇四七名問題の和解交渉のテーブルに着くよう強制し、他方「JRに負担」をも強制して一括決着を図るといふものである。しかしそれは、JRをやつつけるためではない。国鉄闘争を一気に解体するためである。

本質的に言えば、橋本政権は、大失業と戦争の時代という今日の情勢を背景に、JRに対し、「個別資本の利害だけを主張するのではなく、支配体制全体の

階級的利害の立場を考へろ」ということをつきつけいると見るべきであろう。国鉄闘争は、10年あまりの流れのなかで、いよいよ最大の決戦のときを迎えたということだ。五月から夏にかけて、闘いはまさに正念場に入ります。われわれは、この情勢を真正面から見すえ、今、勝利の展望をつかむためには何が問われているのかを明確にしなければならぬ。

## 主体の側の危機

しかしわれわれは、一〇四七名の闘いが勝利への展望を手にする事ができるか否かというこの重要な局面で、深刻な主体の側の危機が生じていることを指摘せざるを得ない。つまり、国労の路線的危機ということだ。国労は、96年8月30日、JR各社に一〇四七名問題の解決に向けた重大な態度表明を行った。いわゆる「8・30申し入れ」である。これは前年の二〇二億スト損賠訴訟の和解を受けてのことだが、その内容は、①国鉄改革法を承認し一〇四七名問題については人道上的観点から解決を求め、②JRの発展に寄与する、③全紛争案件を取り下げるなどを骨子としたものであった。

国鉄闘争は、国労も主張してきたとおり、国家的不当労働行為に対する闘いである。だからこそ、国鉄分割・民営化型の行革・規制緩和攻撃にさらされてくる全産別の心ある労働者がこれを支援するという構造が広汎につくりあげられたのだ。

しかし、「8・30申し入れ」は、国労が、国家的不当労働行為弾劾の旗を降ろすことを表明したというところに特徴がある。国労中央は、現場からの疑問の声に対し、「これはJR東日本を包囲するための方便であり路線転換ではない」と説明していたが、にもかかわらず、97年の全国大会では、「8・30申し入れを国労の基本的な立場とする」との機関決定がされ、また、今年1月の中央委員会では、当事者である闘争団を除外した構成で「解決委員会」を設置し、「運輸省・労働省、そしてJRの経営陣に『人道上の立場にたつて解決すること』を訴える」とシンボリックにうちだすところまで来ている。

さらに、98春闘での国労の動向は、非常に重大な意味をもっている。国労は、三万五千円の賃上げを要求したが、その一方で、2月24日の段階で「今春闘ではストを行わない」との方針を決めてしまつたのである。

2月24日と言えば、第一回の新賃金交渉、つまり組合側の要求主旨説明すら行っていない時期である。交渉も始まつていない段階でストライキをやらないという方針だけを決めてしまうなど、かつての総評や国労の運動には一度としてなかつたことだ。また、JR貨物で構えていた3月30日の「29分間のスト」についても、2月27日、ベア六〇〇円という、怒りなしには聞くことのできない超低額回答が行われた2〜3時間後には中止を通知している。(つづく)